

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和4年9月8日(木) 開会 午前 9時00分

閉会 午前 9時59分

出席者 委 員 委員長 坂 東 一 敏
市 村 隆 小 平 啓 佑 古 沢 ちい子
大 谷 好 一 針 谷 正 夫 大阿久 岩 人
議 長 中 島 克 訓
傍 聴 者 小太刀 孝 之 雨 宮 茂 樹 森 戸 雅 孝
浅 野 貴 之 大 浦 兼 政 針 谷 育 造
内 海 まさかず 小久保 かおる 青 木 一 男
松 本 喜 一 梅 澤 米 満 広 瀬 義 明
氏 家 晃 福 富 善 明 福 田 裕 司
白 石 幹 男 関 口 孫一郎

事務局職員 事務局長 白 井 一 之 議事課長 森 下 義 浩
主 査 岩 川 成 生 主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	宇 梶	貴 丈
都 市 建 設 部 技 監	深 津	悟
上 下 水 道 局 長	小 野 寺	正 明
市 街 地 整 備 課 長	大 塚	和 美
公 園 緑 地 課 長	芳 野	英 明
建 設 指 導 課 長	大 橋	涉
上 下 水 道 総 務 課 長	中 山	幸 夫
水 道 建 設 課 長	牧 野	久 雄
下 水 道 建 設 課 長	大 森	克 美

令和4年第5回栃木市議会定例会
建設常任委員会議事日程

令和4年9月8日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第107号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2 議案第108号 令和3年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について
日程第3 議案第109号 令和3年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について
日程第4 議案第93号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）
日程第5 議案第97号 令和4年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第98号 令和4年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（坂東一敏君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（坂東一敏君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（坂東一敏君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第107号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） おはようございます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまご上程いただきました議案第107号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを説明申し上げます。議案書は43ページ、議案説明書は58ページをお開きください。提案理由ですが、建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要は、引用条項を改め、長期優良住宅維持保全計画の認定手数料等を定めること、別表第2関係でございます。参照条文は、省略させていただきます。

それでは初めに、建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正概要などについて説明申し上げます。建築基準法につきましては、第12次地方分権一括法の施行に伴い、仮設建築物に関する規定及び建築物の用途を一時的に変更して使用する場合の規定において、応急仮設建築物等の存続期間の延長に関する規定が追加されたことから、本条例において引用条項の項ずれを改めるものでございます。また、長期優良住宅の普及の促進に関する法律は、長期にわたり良好な状態で使用するための構造や、設備を有する住宅に対する認定制度などが定められた法律でございま

すが、建築行為を伴わない既存住宅に対する認定制度が創設されたことから、本条例において認定審査手数料を定めるとともに、引用条項の項ずれを改めるものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表により説明させていただきます。議案説明書の60、61ページをお開きください。左側、現行の別表第2の31の項、31の2の項、39の6の項及び39の7の項につきましては、建築基準法の第85条及び第87条の3の改正に伴い、引用条項に項ずれを生じたことから、アンダーラインの箇所のとおりに改めます。

続いて、左側、現行の41の項につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条の改正に伴い、既存住宅に対する長期優良住宅認定制度が創設されたことから、次のとおり改めます。まず、手数料を徴する事項の欄内につきましては、アンダーライン箇所の引用条項を右側、改正案のアンダーライン箇所のとおり改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加えます。手数料の名称及び区分、手数料の金額の欄内につきましては、アンダーラインの箇所のとおり改めます。

62、63ページをお開きください。左側、現行における41の項の2を右側、改正案の3とし、1の次に既存住宅の認定に関わる長期優良住宅維持保全計画の認定申請の審査としてアンダーライン箇所を加え、新築以外の場合の手数料と同額といたします。

続いて、42の項でございますが、長期優良住宅の変更の認定申請であり、前項と同様アンダーライン箇所のとおり改めます。

続きまして、議案書の45ページを御覧ください。附則でございますが、施行期日といたしまして、この条例は令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第2中31の項、31の2の項、39の6の項及び39の7の項の改正規定は、公布の日から施行するとするものでございます。

以上で栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いをいたします。

質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） ご苦労さまです。大変浅学非才で分からなかったのですが、もう少しかいつまんで、ここが変わりましたということを説明していただけるといいのですが、ひとつよろしくお願いします。

○委員長（坂東一敏君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 確かに条項ずれとかの関係を述べているものですから、実際に仮設のほうの建築基準法側の手数料については、手数料が変わっているわけではないのです。新たな応急仮設建築物という項目につきましては、新たな項目が建築事務に入ったために条項ずれを起こして

いるということでの話であります、手数料条例につきましては。

長期優良住宅につきましては、今まで新築の物件または増改築の物件については、認定制度がありました。その認定制度は、あくまでもこれから建てますというものに対しての認定だったのです。今後長期優良住宅として住宅ストックを確保していく上では、既存の住宅についても認定していかなければならないということで、その既存の住宅について、とはいえ長期優良住宅の基準がほぼ合っているようなものの既存住宅なものですから、最近できた建物で認定を取っていなかったもの、または法律が変わる前程度に建てたのですけれども、制度がなくて認定が取れなかったものについて、既存住宅として認定をしていこうというものです。その認定につきましては、新築ですと手数料は1万7,000円ということなのですが、新築以外、増改築及び既存の住宅については2万4,000円、一戸建て住宅の場合ですが、というような内容となっております。

○委員長（坂東一敏君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 少し聞きたいのですが、今若い人たちが新築をするのです。少し要望なのですが、実を言いますと住宅メーカーの営業で、栃木市はこの部分は幾らですよ、佐野は幾らですよと単刀直入にして営業しているのです。ですから、その辺がありますので、ここで分かればいいのですが、近隣がどんなような具合になっているのか、分かる範囲内で、分かれば教えていただきたい。

○委員長（坂東一敏君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） この認定の手数料につきましては、国のほうから審査の時間を、決められた時間によって算出しておりますので、県内では統一になっております。県内でも同じような金額としております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） それでは、今度は産業側から質問します。そうすると、消費者側でこういった制度があるはずだという話をしますと、住宅メーカーのほうは、その手続を引き受けてやるみたいな形になろうかと。これについての、これ関連しているかと思うのだけれども、これを進めていくには、例えば産業側というか、ハウスメーカー側さんのそういった制度の周知ではなくて、自分でよく理解をすること、そしてその手続をすることというみたいな、それはサービスみたいな形でやっているのか、ある程度補助みたいな制度があったような気もするのですが、どんなふうになっているかお尋ねをいたします。

○委員長（坂東一敏君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 建物を造る場合で、確認申請等取っていったりしまして、当然長期優良住宅も確認申請を取った上で、長期優良住宅の認定を受けています。そうしますと、やはり長

期優良住宅を認定するに当たりましては、市のほうの手数料もありますし、それ以前に長期優良住宅を第三者機関で、それが長期優良住宅基準にのっとっているという確認書を出してもらうのです。そちらでもまたお金がかかるということで、実際にはこれを取るためには、取らないよりはお金がかかってしまうというのがあります。

また、建てるに当たりまして、よりよい基準にしていく、耐震性がよくなったりとか、あと断熱性能をよくしたりとかいうものでありますので、最低の基準からするといいい基準になっているものですから、当然建築費もかかってくるというのはあるかと思えます。ただ、昨今省エネ基準とかで、もう義務化がされてきている。現時点では、非住宅の300平米以上についても義務化ということで、省エネ基準にのっとりましょうという形になっております。今後、住宅についても義務化にしていくという方針になっておりまして、メーカーとしましては、大体大手のメーカーですと長期優良住宅程度の基準が普通の基準になってきているような形で、今造っているような状況にはなっております。ただ、その中でメリットとしましては、新築のほうでのメリットになりますと補助制度などがございまして、それはやはり工務店側が国のほうと契約とかをしております、それでグリーン化事業とか、またこどもみらい住宅支援事業など、そういうのが入っております、そういったほうで工務店さんと申請者の方がやり取りした上で、補助制度があるというのはあります。

また、税制の特例としましては、所得税の住宅ローンの減税とか、もしくは登録免許税や不動産の取得税などが軽減されるというのがありますし、あと融資としましては、住宅金融支援機構などのフラット35などを使った場合ですと、金利の引下げ等があるというような状況であります。

以上になります。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたします。

ただいまから議案第107号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第107号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長（坂東一敏君） ここで、日程第2の執行部出席者と交代をいたしますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第2、議案第108号 令和3年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） ただいまご上程いただきました議案第108号 令和3年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてご説明いたします。議案書は46ページ、議案説明書は66、67ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の66ページをお開きください。提案理由ですが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、事業年度に生じた利益の処分は条例または議会の議決により行わなければならないことから、令和3年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金を建設改良積立金に積み立てることについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、処分内容につきまして、令和3年度栃木市水道事業剰余金処分計算書でご説明いたしますので、次の67ページを御覧ください。表の一番右の欄の1行目になりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高は1億5,792万2,026円ですが、全額を建設改良積立金に積み立てるというものでございます。

続きまして、議案書の46ページをお開きください。令和3年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金1億5,792万2,026円をただいま議案説明書でご説明いたしましたとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第108号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第3、議案第109号 令和3年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） ただいまご上程いただきました議案第109号 令和3年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分についてご説明いたします。議案書は47ページ、議案説明書は68、69ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の68ページをお開きください。提案理由ですが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、事業年度に生じた利益の処分は条例または議会の議決により行わなければならないことから、令和3年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金を資本金及び減債積立金に積み立てることについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、処分の内容につきまして、令和3年度栃木市下水道事業剰余金処分計算書でご説明いたしますので、69ページを御覧ください。表の一番右の欄の1行目になりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高は4億9,446万4,364円ですが、そのうち1億4,507万7,240円を資本金に処分し、3億4,938万7,124円を減債積立金に積み立てたいというものでございます。

続きまして、議案書の47ページをお開きください。令和3年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金4億9,446万4,364円をただいま議案説明書でご説明いたしましたとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ただいま説明をいただいてありがとうございました。

資本金に繰り入れるということですが、手っ取り早く言うと、資本の今までの資金的収入と支出

があって、お金が足りなくなってしまったということで、資本金に繰り入れるその1億4,507万7,240円が、結局足が出るという言い方はおかしいですけれども、資本が足りなくなってしまったと。それを資本に、これを見ると減債積立金から入れるという形になっているから、ワンクッション減債積立金に積み立てて、それが資本金に入っていくという形でよろしいのでしょうか。その残金を、結局今度は減債積立金に繰り入れるという形になって、その資本の一部になるという考え方でよろしいのかお聞きします。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） ご質問にお答えいたします。

当年度末の未処分利益剰余金ですが、その内容的には2通りございまして、現金の裏づけのあるものと現金の裏づけのないものがございまして。現金の裏づけのあるものは、将来の建設改良費の起債、企業債償還元金の補填に充てるということで減債積立金に処分するのですが、現金の裏づけのないものについては、処分先がそういう積立金には積み立てられないので、資本金に処分するという形です。すなわち、今言ったように現金の裏づけがないものは資本金へ、現金の裏づけのあるものは積立金へという処分の形になるということでございます。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうすると、要するに赤字補填をした1億四千五百何がしを除いた分は現金の裏づけがあるということですね。分かりました。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたします。

ただいまから議案第109号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、日程第4の執行部出席者と交代をいたしますので、少々お待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第4、議案第93号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については読み上げを省略して結構でございます。よろしく申し上げます。

芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） よろしく申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました議案第93号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第5号）のうち、所管関係部分についてご説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、補正予算書の58、59ページをお開きください。4款1項5目公害対策費について説明します。補正額は2,077万6,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことによる差額分を精査し、増額補正するものであります。

なお、4節共済費につきましては、同じく職員課所管となりますが、本年10月から会計年度任用職員及び短時間勤務再任用職員が市町村職員共済組合委員になることに伴い、社会保険料を減額し、市町村共済組合負担金を増額補正するものが含まれております。以下、職員人件費につきましては同様の理由により増額または減額補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次の浄化槽設置補助事業費につきましては、新たに追加した宅内配管工事に対する補助を伴う申請が増加したことにより予算に不足が生じたことから、浄化槽の設置に係る補助金を増額するものであります。

飛びまして、72、73ページをお開きください。8款4項2目土地区画整理費について説明いたします。補正額は154万3,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。平川産業団地特別会計繰出金につきましては、財政課所管分ですが、前年度繰越金を歳出財源に充当することにより減額するものであります。

続きまして、4目公園費について説明いたします。補正額は450万7,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。つがの里管理運営費につきましては、ふるさとセンターの屋根が劣化し雨漏りが発生していることから、谷どい等を補修するため維持補修費を増額するものであります。

次の藤岡渡良瀬運動公園管理費につきましては、園内トイレの真空システムが故障し、トイレ2か所が使用不能となったことから、代替用として簡易トイレを設置するための工事請負費及び維持

管理するための委託料を増額するものであります。

次の大平運動公園管理費につきましては、第2多目的広場の近隣住宅への防じん対策用ネットが破損したため、またエイジェックさくら球場正面入り口付近のタイル剥離が発生したため、維持補修費を増額するものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。ページ戻りまして、32、33ページをお開きください。15款2項3目1節保健衛生費補助金について説明いたします。補正額は764万6,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。循環型社会形成推進交付金につきましては、浄化槽設置補助金に対する国庫補助金を増額するものであります。

以上で一般会計補正予算所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） ご説明ありがとうございます。

58、59ページ、浄化槽設置補助事業費、これ歳入のほうですと33ページになると思うのですが、この当初予算の執行状況をまず確認したいのですが、お願いします。

○委員長（坂東一敏君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 当初予算につきましては、6月6日の時点で申請が予算に達しまして、予算を使い切ったという状況でございます。中身につきましては……

○委員長（坂東一敏君） 大森課長、もうちょっと声上げていただいてよろしいでしょうか。

○下水道建設課長（大森克美君） 当初予算につきましては、6月6日の申請の受付をもって予算に達したため、申請の受付を終了したところでございます。中身につきましては、浄化槽の設置基数が合計で129基の申請がございました。

○委員長（坂東一敏君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） あわせて、今回の補正で何件分を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 浄化槽、5人槽から10人槽、3種類あるのですが、合わせて40基

を見込んでおります。

○委員長（坂東一敏君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） お聞きしたいのは、9月、今回の補正で増額するというのは分かるのですが、当初の見込みというものは、この予定には立っていなかったのでしょうか。急に今年度は増えているという状況なのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 補助事業につきましては、今年度から宅内配管の補助を新たに設けて、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する場合に限って、宅内の配管についても上限30万円まで補助していくことを今年度から補助要綱に入れたわけなのですが、それに伴って、従来ですと単独から合併への転換というのは、大体年間40基ぐらいの申請だったのですが、それが今年度につきましては、4月から6月までの僅か3か月間で87件という倍以上の申請が出ました。予算の編成時でも、近隣の佐野市とか足利市が昨年度からやはり宅内配管をやっていたので、その状況を見ますと大体1.5倍ぐらいに増えていましたので、予算編成時はそれを見込みまして、大体1.5倍ぐらいに増えるという予想で予算を立てたわけなのですが、実際は僅か2か月ちょっとで倍以上の申請が出てしまったということで、そこまで増えるとは予算編成時は見込めなかったということでございます。

○委員長（坂東一敏君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） そうしますと、今後の状況でさらに40基を予定しているわけですが、それを上回る可能性があった場合、仮定の話になってしまいますが、その後も積極的に事業を進められる予定で考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 今回の補正につきましては、単独から合併にされる方も一部あると思うのですが、それよりも新築とかの場合で、新たに合併浄化槽を入れる場合も補助をしているわけなのですが、そちらの方からの問合せが、予算が終わってしまってから何件もいただいております。そちらが例年100件以上を補助しているのですが、今年度に関しては6月で終わってしまったということで40件ちょっとぐらいしか補助はできておりません。単独から合併に転換する方については、必ずしも今年やらなければいけないというわけではなくて、来年やってもいい、いつやってもいいと考えられます。新築の方については前々から予定されていて、今まで補助ももらってやっていますので、補助を当てにして家の建て替えを考えている方が非常に多いものから、急に予算がなくなったので、できませんということがそういう方にとっては不利益になると考えまして、新築される方、新しく浄化槽を入れる方の補助をメインに考えておりまして、その辺を想定しまして、あらかじめ予算編成に当たりましては、よく申請される代行業者のほうに、ちょっと今後どれぐらい申請するかということアンケート取りまして、その結果が新築が約30件、

転換で10件ぐらいのアンケート結果が出ました。今まで過去3年間の申請実績につきましても、新築につきましてもは下半期で約30件程度で同じような数字になりましたので、新築に対する30件をメインとしまして、プラス転換につきましても10件ほど予定を組みまして、それで補正予算というふうに考えております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいでしょうか。

ほかに。

市村委員。

○副委員長（市村 隆君） すみません、関連なのですけれども、今市内に単独浄化槽がどのぐらい設置されているかという数は把握しているのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 正確な数字はなかなか把握しづらいのですが、今までの合併したときの各町から持ち寄った資料とかを総合判定して、大体1万1,000基程度まだ単独浄化槽が残っているのではないかと考えております。

○委員長（坂東一敏君） 市村委員。

○副委員長（市村 隆君） ありがとうございます。先ほどの宅内配管工事費補助ということで、要するに単独から合併に換える場合に、その配管設置費をそちらでも補助しているというお話でした。ということは、本来、今新築の場合は全て合併浄化槽だと思えるのです。ですから、今後は単独浄化槽も古くなっていけば、当然そういう補助を使って設置を換えようという方も増えてくるし、そういう業者さんも営業されると思いますので、その辺の予算措置というのもある程度見越して考えているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 大森下水道建設課長。

○下水道建設課長（大森克美君） 今年度についてはこれでということですが、来年度の新年度予算につきましては、もう少しよく精査して組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 73ページなのですが、藤岡の渡良瀬運動公園管理費、簡易トイレの新設工事ってあるのですが、これはサイクルパークを新設されたときに、簡易のトイレも併せて設置したと記憶しておりますけれども、それとは別に本来というか、もともとあったところを改修ということの認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） 今委員さんおっしゃったとおり、真空システムのトイレがもともとあったのですけれども、それが完全に壊れまして、使えない状態です。今委員さんおっしゃった、

サイクルパークのときに造ったのは循環式トイレという、ちょっと今はやっているトイレが2基あって、そのほかに簡易的なトイレが2基あるのですけれども、ほかの真空トイレが完全に潰れてしまったので、その代替用として今回4基から6基ぐらい入れないとちょっと間に合わないと思うので、それを入れるというふうな補正でございます。

○委員長（坂東一敏君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 承知しました。そうしたら、今まであったところに替えていくということなので、場所的には同じところということでよろしいのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） 今委員おっしゃったとおり、今ある真空トイレのところに置くような計画であります。

○委員長（坂東一敏君） よろしいでしょうか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 合併浄化槽の、6月に129基、その129基の10人槽が何名、5人槽が何名、それと単独から合併浄化槽という数字が分かたらお願いしたいのですけれども。

○委員長（坂東一敏君） 大森下水道建設課長、よろしく願いいたします。

○下水道建設課長（大森克美君） 内訳ですが、5人槽が50基、7人槽が78基、10人槽が1基の合計129基、それと単独の撤去の補助が80基、敷地内処理装置の補助が33基、宅内配管補助が83件でございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第93号所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第93号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、日程第5の執行部出席者と交代をいたしますので、少々お待ち願います。

〔執行部退席〕

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第5、議案第97号 令和4年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については読み上げを省略していただいて結構です。

大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） よろしくお願ひいたします。

ただいまご上程いただきました議案第97号 令和4年度平川産業団地特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の23ページをお開きください。令和4年度栃木市の平川産業団地特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入予算の補正でありまして、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表、歳入予算補正によるというものであります。

続きまして、130、131ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。1款1項1目一般会計繰入金の補正額は154万3,000円の減額で、右の説明欄につきましては、次の前年度繰越金の充当によるものでございます。

次の2款1項1目繰越金の補正額は154万3,000円の増額で、右の説明欄につきましては、令和3年度からの繰越金の確定によるものであります。

以上をもちまして、令和4年度平川産業団地特別会計補正予算（第1号）についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第97号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、日程第6の執行部出席者と交代をいたしますので、少々お待ちください。よろしくお願いいたします。

〔執行部退席〕

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第6、議案第98号 令和4年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については読み上げを省略していただいで結構でございます。

牧野水道建設課長。

○水道建設課長（牧野久雄君） よろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第98号 令和4年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の135ページをお開きください。今回の補正につきましては、第1条の総則は、令和4年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、下の表を御覧ください。収益的支出ですが、第1款第1項営業費用を8,813万2,000円増額補正いたしまして、24億2,946万円とするものです。これにつきましては、水源、浄水施設及び増圧ポンプ場などの水道施設に関わる動力費において、燃料費の高騰に伴う電気料の値上がりにより増額補正するものとなります。

続きまして、補正予算に関する説明書の140ページをお開きください。1の令和4年度栃木市水道事業会計補正予算実施計画、141ページ、2の令和4年度栃木市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、142ページ、3の令和4年度栃木市水道事業予定貸借対照表であります。これらにつきましては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 説明ありがとうございます。

燃料の価格高騰ということで、具体的にエネルギー源というのは電気なのでしょうか、原油なの
でしょうか、お伺いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 牧野水道建設課長。

○水道建設課長（牧野久雄君） 水道施設の供給されている発電に際する燃料的なものにつきまして
は、火力燃料として原油、天然ガス、石炭をそれぞれ状況に応じて発電して供給を受けているよう
な形になります。

〔「補正の内容は」と呼ぶ者あり〕

○水道建設課長（牧野久雄君） 補正の内容につきましては、水道施設は全て動力源を電気としてい
ますので、全て電気料の補正となります。

○委員長（坂東一敏君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 電気を使っているということで、分かりました。

一般の民間企業ですと大変難しい問題で、コスト増を価格に置き換えられれば一番いいわけですが
けれども、なかなかできないという状況の中で、この水道料金に対しての考え方というのは、どの
ように考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 今ちょうど料金につきまして、上下水道事業調査委員会のほう
で適切な料金のほうをご検討いただいているところではございますが、総括原価方式といたしまして、
全てのかかる費用のほうを有収水量で割った金額が幾らなのかというのを出すため、このまま高騰
が続けば当然のことながら、今回ではなくて次回の料金の審議会の中で諮っていくということにな
るとは思います。

今回の電力の高騰なのですが、あまりにも急激でなかなか見込みが立たないので、今回の委員会
の中には盛り込んでおりませんが、今申しましたようにこれからずっと上がり続けているのだった
ら、当然そこの中の原価には入ってくるというふうには考えております。

○委員長（坂東一敏君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 確認なのですが、今走っている調査委員会の今回というのは、まさに
今走っているものであって、今回の燃料価格高騰については今の委員会では議題にせず、次回とい
うことの理解になるのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 本来でしたら、今後5年間の見込みを立ててやるものですので、
今回入れなくてはならないものだと思いますけれども、先ほど申しましたようにあまりにも急激
かつ、もしかしたらウクライナ関係でまた下がるかもしれないということでなかなか見通しが立た

ないので、今回の算定には、このままずっと続くというような見込みでは入っておりません。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 分かりました。確認します。そうしますと、場合によってはもう一度ぐらい補正が出てくる可能性もあるし、ないかもしれないと、こういうことでよろしいのですか。

○委員長（坂東一敏君） 牧野水道建設課長。

○水道建設課長（牧野久雄君） 現行の燃料費の調整単価につきまして、かなり上がってきております。ちょっと予想を超えた部分もありまして、令和2年10月ですとマイナス4.03円だったものが、令和3年10月分ですとマイナス1.97円、プラス2.06円上がっておりまして、最新の令和4年10月分で7円80銭ということで、ここに来て9円、昨年同時期よりも77銭上がっていますので、ちょっと見通せない部分もありますので、最終的に足らなくなった部分には補正の可能性もあると思います。

○委員長（坂東一敏君） よろしいでしょうか。

ほかに。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 具体的にこの8,000万円という補正に対しまして、今まで月単位で例えば幾らで、これから月単位でこのぐらい見込みで、この算出の方法というか、根拠を教えてくださいたいのですが、どのぐらいの値上がりで、今まで1か月どのぐらいかかっていたかという数字を教えてくださいたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 牧野水道建設課長。

○水道建設課長（牧野久雄君） 決算ベースですが、令和3年度4月から8月分支払いで約9,229万1,000円となっております。本年度、令和4年度4月から8月の支払い実績で1億2,335万円となっております。5か月間で約3,100万円の増加となっております。決算ベースと実績を比較しますと、月平均で約628万円増加しているような形になります。

○委員長（坂東一敏君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第98号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（坂東一敏君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前 9時59分）